

## 環境騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の一般地域における環境騒音の状況に関して、同法第21条の2に基づき測定した結果について環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査方法の概要

(1) 測定時期 平成30年4月～平成30年6月

(2) 実施機関 郡山市環境保全センター

(3) 調査地点

表1に示すとおり、騒音に係る環境基準の類型指定地域内で、騒音レベルを代表すると考えられる5箇所で測定を実施しました。

### 2 調査結果の概要

表1に示すように、昼間においては5箇所全てで基準を満足しており、夜間においては1地点で基準を超過しており、昼夜とも基準を達成したのは4地点でした。

表1 環境騒音測定結果（一般地域）

（単位：デシベル）

測定地点	環境基準 地域の類型	都市計画の 用途地域	騒音レベル（L <sub>eq</sub> ） (環境基準)	
			昼間	夜間
①朝日三丁目	B類型	第一種住居地域	51 (55)	★47 (45)
②喜久田町卸三丁目	C類型	準工業地域	53 (60)	47 (50)
③清水台一丁目	C類型	商業地域	53 (60)	47 (50)
④安積町長久保一丁目	A類型	第一種中高層 住居専用地域	48 (55)	44 (45)
⑤緑ヶ丘東七丁目	A類型	第一種低層 住居専用地域	46 (55)	38 (45)

（注）1 ★ 環境基準を超える値です。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯のことです。